

大学経営政策研究

第15号 (2025年3月発行) : 195-210

日本における女子大学の成立過程

—新制大学設立前後の津田塾大学の事例から—

山 崎 衣知子

日本における女子大学の成立過程

—新制大学設立前後の津田塾大学の事例から—

山 崎 衣知子*

1. 背景と問題意識

日本の女子大学は、「新制女子大学」の5校をはじめとして1948年に成立した。今日全体として縮小傾向にはあるものの、その後、70年以上が経過しても日本社会にあり続けている。

女子教育の流れを振り返ると、明治初期、学制による小学校教育のために教員養成が急務となり、1874年に女子師範学校が設置された。その後、1890年に設置された女子高等師範学校は、教員養成を目的とした機関でありながら、事実上の女子の最高教育機関として存在していた。専門学校令が施行されて以降は私立の女子専門学校も増え、女子に高度な教育を授ける機関が登場した。一方で、戦前には原則的に女性は大学に進学することができず、また女子専門学校が大学に昇格することもできなかった。1940年の教育審議会答申で、女子大学の設立について初めて議論されたが、戦時下の混乱の中で議論は中断し、戦後の「新制女子大学」に至るまで女子大学が誕生することはなかった。女性が大学教育を受けることができるようになったのは、最近のことである。

こうした背景をふまえ、本稿では新制女子大学はどのように認可され、成立したのかについて、女子大学の成立という現象全体を捉える手掛かりとして、個別大学に焦点を当てて検討する。ここでは、津田塾大学を事例にその過程を検証し、大学昇格を可能にした要因を考察する。

2. 先行研究の検討

女子大学の成立過程については、これまでも関心を持って研究されてきた。安東（2007）や湯川（2022）のように、文部省やGHQを中心としたさまざまな主体に着目し、政策的な過程や新制大学の仕組み作りの視点からその全体像を捉えようとしたものがある。女子大学成立には、「新制大学」「女子大学」という二つの新たな制度が必要であり、両者は同時に進められていた。女子大学の制度については、1947年、大学設立基準設定に関する協議会に女子大学分科会が設けられ、女子大学基準の作成が進められた（湯川 2022:375）。しかしその後、議論は「家政学を大学の学問として認めるかどうか」が中心となり、最終的には女子大学としての特別な基準は設定されず、「家政学部設置基準」が認可されるのみだった（湯川 2022:384）。こうした経緯から、女子大学成立に関する先行研究には、林（1970）など家政学部について焦点を当てたものが多くある。

女子大学成立の要因については、女子高等教育機関同士の連携と、CIE（民間教育情報局）による影響が指摘されている。前者は主に「女子大学連盟」に焦点をあてたものが多く、石井（2000）、湯川（2014）などがある。しかし、これらは組織としての活動趣旨やCIEの関与、会議の様子な

* 東京大学大学院教育学研究科 博士課程

どが記されているにとどまり、個別大学への影響の言及には至っていない。後者については、CIEの中でも特に高等教育担当であったルル・ホームズによる影響が知られている。関野（1973）では、彼女が女子大学設立に向けて、文部省側には女子大学を認可するように、そして女子高等教育機関側には体制を整えて大学へ昇格するように後押しをしていたことを示している。

以上のように、戦後の女子大学の成立全体については関心を持ち検討されてきたものの、個別大学を対象として、学校内部の議論や歴史を踏まえて成立過程を検討した研究はきわめて限られている。このため教育制度の変化や政策の文脈を踏まえた上で、個別の学校がどのように女子大学を構想したかを検討する必要がある。真橋（2012）は日本女子大学を対象とし、戦前から戦後改革期にかけて女子大学設置を目指す過程の中で、特に家政学部の設置に複数の問題があり、それを女子大学連盟やCIEの影響によって解消した点を中心に述べている。同時期に成立した他女子大学にも共通する要素があると考えられるが、家政学部をもたない大学での状況は異なる可能性がある。これらの先行研究をふまえ、事例として津田塾大学を選定した。理由は以下のとおりである。

津田塾大学は、1900年に創立した女子英學塾を前身校とし、1904年に専門学校としての認可を受け、主に英語・英文学を中心とした教育を行った。その後、津田英學塾、津田塾専門学校と名前を変えながらも、設立時から一貫して女性に高度の学問を授ける機関として在り続け、将来的な大学昇格を目指していたという経緯があった。また、戦後教育改革の頃、女子高等教育機関の中でリーダーシップを発揮した星野あいが学長であった。星野はCIEの指示に従って女子大学の創設を主張したのではなく、それ以前から女子大学の成立が必要であると主張していた。また教育刷新委員会の会員として、女子大学連盟の中心人物として会を率いていた（石井 2000）。また、学部構成にも着目すべき点がある。女子大学の成立に際し、重要な論点の一つには家政学部を認めるかどうかという点があり、新制大学の基準とは別に、家政学部設置基準を制定することになったが、津田塾を見ることで「家政学部をもたない女子大学」の成立に着目することができる。

最後に本論文の扱う時期区分について述べる。本稿と検討対象の近い先行研究では、戦後女子大学設立の経過を2つの時期に区分している。第1期は1945年11月頃からの、旧学制下で個々の女子高等教育機関が大学設立を構想した時期で、第2期は、1946年8月以降、これらの構想が実現しないことを受け、女子高等教育機関の指導者が相互に連携する時期であるという（湯川 2014:35）。津田塾という個別事例の検討に限って言えば、この区分は必ずしも適切とは言えない。津田塾において高度な女子高等教育機関設立の構想は女子英學塾設立時から存在しており、具体的に「大学の設立」が念頭に置かれ始めるのは、1940年頃からである。1945年12月の「女子教育刷新要綱」は女子大学成立にむけた政策上の大きな転換点であることに間違いないが、津田塾内部の議論自体は戦前からの連続性があるものと捉えることができる。また、津田塾の大学設置認可申請は1946年3月、1947年12月、1948年2月の三度行われている。一度目の設置認可の申請が保留となった1946年4月からを、次の大学設置認可申請に向けた準備の期間と捉えることで津田塾内部の動きが理解しやすくなる。よって本論文では、設置認可申請書の提出時期を基準に、1940年から1946年3月まで、1946年4月から1947年12月まで、1948年1月から1948年3月までの三つの時期に分けてその過程を論じる。

3. 分析の視点と史料

本稿が明らかにしたいことは、新制女子大学の成立過程とその要因である。成立過程については戦前からの連続性を捉えること、要因では複数の観点に着目することが本研究の独自性である。先行研究において、女子大学の設立要因としてはCIEによる働きかけ、それに関連した女子大学連盟の存在が指摘されている。また、ルル・ホームズや星野あいというキーパーソンの存在も指摘されてきた。しかし、要因はこれらに限らないことを解明するため、個別大学の事例から検討する。

以下の史料を用いる。第一は、大学設置認可の過程を把握するための、三つの大学設置認可申請書である。津田塾は、大学設置認可を受けるまでに三度、大学設置認可申請書を提出している。一度目の「津田塾大學設置認可申請」（1946年・津田梅子資料室蔵）は、大学令下の認可申請書である。認可は保留となったが、そもそも津田塾がどのような大学を目指したのかを知ることができる。二度目の申請の「津田大學設置認可申請」（1947年・津田梅子資料室蔵）は、教育基本法・学校教育法下で提出された設置認可申請書で、形式・内容ともに1946年のものから大幅な変更が見られた。本史料には、朱筆で新制大学用の申請書の形式が決まる前のものである旨の但し書きがされており、変化を示す材料となる。三度目の申請である「津田大學設置認可申請」（1948年・国立公文書館蔵）は、大学設置認可を受けた際の申請書で、どのような形式で最終的に認可がなされたのかを確認できる。第二の史料は、理事会・臨時委員会等の議事録である吉川利一『議事録（草案）』（津田塾大学津田梅子資料室蔵）である。当時の津田塾理事会でどのような議論がなされたのか、大学昇格までの過程に着目する。また、大学の全体的な状況の把握のために『津田塾六十年史』『津田塾大学一〇〇年史』『津田塾大学一〇〇年史資料編』、大学の社会的評価等を理解するために『朝日新聞』『毎日新聞』の新聞記事を用いる。

4. 分析結果

以下、戦後における津田塾大学の設立認可申請は三度行われたため、それぞれの申請に至るまでの経緯を順に検討したうえで（4-1）、津田塾大学の成立を可能にした要因についての考察を行う（4-2）。

4-1. 経過

ここで述べる津田塾大学設置までの主な出来事を表1に示した。

表1 津田塾大学設置までの主なできごと

日付	女子高等教育関連のできごと	津田塾内でのできごと
1940.7		第23回津田英學塾理事会 國文學科の設置について議論開始
1940.7	教育審議会「高等教育二関スル件」答申	
1942.9		「津田英學塾将来ノ事業方針二関スル審議委員會答申書」発表
1943.4.1		津田塾専門学校設置認可

1945.12.4	「女子教育刷新要綱」閣議了解	
1945.12.14		第35回津田英學塾理事会 大学昇格手続きなどの議論を本格的に開始
1946.3.21		「津田塾大學設立認可申請」提出（1度目） ⇒「規模過小」で認可保留となる
1946.8		ホームズらCIE関係者が津田塾を訪問
1947.3.31	学校教育法・教育基本法公布	
1947.7	大学基準協会「大学基準」を制定	
1947.12.30		「津田大學設置認可申請」提出（2度目） ⇒新制大学の書式未決定時の仮提出
1948.2.29		「津田大學設置認可申請」提出（3度目） ⇒書式決定後の正式提出
1948.3.20		「津田大學名稱変更に関する件」 「津田大學」⇒「津田塾大学」
1948.3.25		津田塾大学設置認可

(注) 津田塾大学100年史編纂委員会編 (2003a, 2003b), 吉川利一『議事録(草案)』(津田塾大学津田梅子資料室蔵)「津田大學名稱変更に関する件」(国立公文書館蔵)より筆者作成。

(1) 1940年7月から1946年3月「津田塾大學設立認可申請」(一度目)提出まで

1940年に教育審議会から出された答申で、大学令における女子大学の設置がはじめて認められたことをうけ、新学科の設立、大学昇格への動きが本格化する。女子英學塾創立から40年の節目であったことも影響したのであろう。新学科の創設自体はそれ以前から検討されていた¹が、同年の第23回理事会で「國文科新設二関スル件」がはじめて議論され、更に研究・考慮することが申し合わされた²。

1942年の第27回理事会では、「國文科設立二関シ懇談シ、設置二関スル文部當局ノ意向ヲ確メルコトヲ申合ハス」としている。この時、国文科を創設しようとしたのは、英文科でも漢文や歴史を教えてきており、それらを重視していたからであった³。だが、文部省は、学科を増設すること自体は認めたが、文科系学科の設立には難色を示した。そのため、これまでの教育内容をふまえた文科系の新学科の設立は断念し、理科系学科の新設へと向かうことになった。この結果を受け、理事会は、「津田英學塾将来ノ事業方針二関スル審議委員會」を設置した。審議委員会は一カ月間に三回開催され、他の女子教育機関の学科構成を調査したうえで、理科の増設がこれまでの伝統に相反しないかなど、慎重な検討がなされた。その結果、津田英學塾は、「其目標ヲ綜合的女子高等教育ニ置クベキモノト思惟」すること、既に行われている英語教育は維持したうえで、新しい学科を増設することを表明した。増設する科目は「理科ノ諸學科及ビ國文學科」とし、文部省の意向を踏まえて理科系の諸学科を設置する方針を示した⁴。当時、「理科系の学科は東京と奈良の両女高師以外にはなく、女性にも理科教育の必要性を痛感した」(星野 1990: 94)ことも理由であった。こうして1943年、文科と理科から成る「津田塾専門学校」の設置に至った。しかしながら、「綜合的女子高等教育」という構想を掲げたものの、大学へ昇格するという動きは見られなかった。

戦後の日本は占領下にあり、GHQおよびCIEの影響による教育改革が進められていた。1945年12月に「女子教育刷新要綱」が閣議了解され、大学の女性への門戸開放と、女子大学の新設が国家

の方針となった。これをうけ、津田塾でもふたたび大学昇格を目指す動きがみられた。

閣議了解を受け、第35回理事会が開催される。理事会では大学設立についての議論が行われ、「終戦後急轉セル目下ノ情勢ニ鑑ミ、年来考慮シ來レル津田塾大學設立認可ノ申請ヲ至急其筋ニ提出スルコト」、「申請に関スル諸手續ハ學校當局ニ一任スルコト」が確認された⁵。そして、1946年3月に、大学令下での大学設置認可申請書を提出する。女子教育刷新要綱が発表されてからわずか三カ月の出来事であった。

申請書内では、「新設女子大學ニ對スル本財團ノ構想ハ、各學部ヲ網羅スル綜合女子大學ヲ完備セシメ、我カ國女性文化ノ一源流タラシメントスルニアリ」とし、「綜合女子大學」を志向している⁶にも関わらず、津田塾が申請したのは文学部英文学科のみで、入学定員は30名ときわめて小規模であった。加えて、学則の第一条には「本大學ハ大學令ニ依リ女子ニ文學ニ関スル學術ヲ教授シ並ニ其ノ蘊奥ヲ究メシムルヲ以テ目的トス⁷」とあり、あくまでも文学教育に限定した表現にとどまっている。また、前身となった女子英學塾が僅か10名で開校したことを引用し、「故智ニ則リ、先ズ第一次計画トシテ差當リ文學部ヲ設ケ部内ニ英文學科ノミヲ置カント欲ス」とし、今後「綜合女子大学」として展開していくつもりであることを述べている⁸が、こうした断りを入れなければならない状況であることを自覚していたことが伺える。

一方、当時の新聞報道では、女子専門学校としての水準が評価されていた津田塾は、「女子大学」としての申請の準備を進めており、直に認可されるだろうという論調であった。1946年1月13日の『毎日新聞』では、「いよく『女の大学』が生れる」と題し、日本女子大学校と津田英學塾を取り上げて大学構想を紹介した⁹。この時には、津田塾は現在ある専門学校の上に学部を置き、文学部に国文学科と史学科、理学部に物理学科、化学科、数学科、生物科の計2学部6学科をつくり、将来的には農芸科も置く予定とされた。同月23日の『朝日新聞』でも同様の学科構成が報道されており¹⁰、1月時点ではより「綜合女子大学」に近い構想があったことがわかる。このような大きな変更にも関わらず、この間理事会の開催はない。申請手続きは学校に一任すると決めたこともあり、恐らく大学内部で議論されたのであろうと推察するが、大学の根本に関わる決定がどのようになされたのか、詳細な議論については史料が見つかっておらず不明である。

結果として大学設置認可申請書は認められず、津田塾は大学としての基準を満たさないと認め可保留となった。同時に東京女子・日本女子・金城女子なども申請したが、いずれも設置を認められなかった。保留となった理由は、学科の種類や教育レベルなど、それぞれだが、津田塾については「小規模すぎる」こととされた。

〔附昭和廿一年三月廿一日付ニテ津田塾大學設立認可申請ヲ其筋ニ提出シタリ、申請校本校ノ外、日本女子大學校、東京女子大學、金城女子學園の三校あり。文部省ニテハ四校トモ認可ヲ保留ス。〕（「第六回理事會」昭和廿一年七月十一日『議事録（草案）』）

〔終戦後時勢の一大轉機に際し、将来の女子高等教育の在り方につき慎重考慮の結果率先して女子大學を新設することの必要を確認し、去る昭和二十一年三月取あえず英文學科のみを置く大學設置認可をその筋に申請した

が、小規模に過ぎるとの理由で当局の認可を得ず、一時思ひとどまらざるを得なかつた。」（「津田大學設置認可申請」昭和二十二年十二月三十日）

(2) 1946年4月から1947年12月「津田大學設置認可申請」（二度目）提出まで

一度目の大学設置認可申請が保留となった後も、津田塾の大学昇格への体制整備は続いていた。1946年8月にCIEのルル・ホームズが来日し、津田塾で懇談がおこなわれた。前述のとおり、ホームズは女子大学の創設に熱意を持っていたことで知られる。ホームズは、津田塾を中心に、戦後の本格的な四年制大学成立に向けた議論と準備の場として機能した女子大学連盟創設にも影響を与え、その後の会議にも継続的に参加した。

1947年3月に新しく教育基本法・学校教育法が制定され、旧法下での大学昇格がかなわなかった津田塾は、新たな法の下での「新制大学」としての設置を目指すこととなった。二度目の申請では大学の構想や学部組織が大きく転換する。ひとつは、戦前からの旧法下での大学と、「新制大学」としての性質の違いによる影響が考えられる。そして1947年9月の女子大学連盟会議で、ホームズから大学申請に関して具体的な手続きの方法に助言があり（日本女子大学成瀬記念館 2000:276）、大学昇格を目指す学校には設置認可申請書の提出を促していたことも、理由の一つであろう。二度目の大学設置認可申請書の中では、以下のように述べられている。

「本財團はこの際萬難を排し、年来の宿志に本づき、これまでの構想を一新し、今春公布となつた教育基本法、学校教育法、及び同施行規則に依る女子大學を新設し、文化的國家建設の重大な位置役を擔ひ、新時代の要求に應じようと決意するに至つた。新設女子大學に対する本財團の理想は、各學部を網羅する綜合女子大學を建設しわが國 女子高等教育の完備せる一機関たらしめようとするにある」（「津田大學設置認可申請」昭和二十二年十二月三十日）

申請書では、戦後、まだ日が浅いことを理由に、「まづ二學部五學科を設け、五年間にこれを完成し、順次第二次、第三次擴張を計画しようと考えている」と、段階的な計画であることを示したうえで、文学部と理学部の二学部を構想した。また大学の設置理由には「基督教主義に基づく最高教育機関を組織」することを期するとし、学則の第一条にも「基督教主義に基き、女子に人格的教育を施し、廣く一般教養の知識を授けると共に、専門の學藝を教授しその諸能力を円滑に、高度に展開せしめることを目的とする」と明記した。これまではまったく見られなかった「基督教主義」という言葉が現れたのは、アメリカとの関係を考慮し、申請が認められやすいような環境を整えようとしたのかもしれない。この二度目の申請書は、1947年12月30日付で作成され、翌年1月に文部省へ提出した（津田塾大学 100 年史編纂委員会編, 2003a:223）。この申請がどのように取り扱われたかについては不明だが、この申請書をもって大学設立が認められたわけではなかった。

(3) 1948年1月から3月「津田大學設置認可申請」（三度目）による大学設置認可まで

津田塾は、「津田大學設置認可申請」（二度目）を作成し文部省へ申請したが、この時には、新制

大学設置基準作成の途上であったため、認可申請書の体裁が決定していなかった。二度目の申請書の表紙には「新制大学申請形式のまだ決定しない前、いち早く申請したもので、これを改訂したのが昭和二十三年二月廿九日付の申請書である」と記載がある。その後、申請書の書式が提示され、その書式に沿って2月29日に再提出したものが三度目の設置認可申請である。申請書を元に大学設置委員会が学校を調査し、その結果をもって文部省へ推薦されるという形で認可が進められた（土持 1996:175）。申請の内容は二度目と大きな変更はない。学科構成は二度目と同じく二学部五学科で、大学設置の「目的及び使命」の第一にも、「本大学は基督教主義に基き女子に人格的教育を施し広く一般教養の知識を授けると共に専門の學藝を教授してその諸能力を円滑に高度に展開せしめることを目的とする¹¹⁾」と記された。

申請からおよそ二週間後となる3月14日には大学設置委員会第四審査会が調査のため津田塾に来校し、申請書の内容をもとに、設備や状況を調査した報告書が発行された。理科室設備の不十分などを理由に、二学部五学科の設置は認められず、英文学科、化学科、数学科を一学部にとまとめた文理学部としての設置を勧告された¹²⁾。ところが最終的には大学設置委員会の中で再考がなされたらしく、勧告とは異なる英文学部英文学科のみを設置することが決定（星野 1990:105）され、4月から新制女子大学として設立を認可された。

4-2. 要因

4-1でみたように、津田塾大学成立の過程は、戦前から続く女子大学設立の構想をふまえたものであり、三度の大学設置認可申請を経て実現したものであることが分かった。大学の成立要因について、本稿では四つの観点から整理する。

大学設置認可には、大学基準を満たしたうえで審査を受け、それが十分であるかどうかという点が重視された。そのため、基準を満たすのに十分な設立の理由や学科、設備や財政基盤が必要とされた。津田塾が1948年に最初の新制大学の一つとして設立された背景には、(1)戦前からの大学昇格への準備と、(2)同窓会経由の迅速かつ継続的な資金準備の体制整備があった。同時期に成立した他大学でも大学基準を満たすための準備はあったであろうが、戦前に大学令に基づく私立大学になっていた例と、専門学校から昇格した女子専門学校とでは背景が異なるだろう。また、先行研究が指摘した(3)女子高等教育機関における相互連携と(4)CIE及びCIE関係者とのかかわりは、この時に認可されたすべての女子専門学校に共通する要素であるが、津田塾の文脈に即して検討する。

(1) 戦前からの大学昇格への準備

第一は、戦前からの大学昇格への準備である。津田塾は戦前から準備を進めており、それを受け継ぎつつ、戦後に大学設置認可申請を進め、徐々に大学としての体裁を整えていった。1945年12月の女子教育刷新要綱の閣議了解は、制度面での女子大学成立の契機とはなったが、津田塾では創設当初から女子に高度な教育を授けることを目標として掲げており、一度目（1946年）の大学設置認可申請書にも「コレ實二本塾創設當初ヨリノ宿望ニシテ、一朝一夕ノ着想ニ非ザルナリ¹³⁾」と示さ

れているとおり、津田塾大学の設立はかねてからの理念と計画があつてなされたものであることがわかる。

また、1940年からは学科増設が議論され、1943年には理科系学科を増設した津田塾専門学校の設置を実現した。欧米との戦争中ということもあり、英文学科のみであることによる存続への危機感も背景にあつたのであろうが、文科・理科からなる総合的な女子教育機関としての仕組みを段階的につくっていった。戦後の申請書の書面からも、徐々に大学としての形を整え、規模を拡張していったことが伺える（表2）。将来的な「総合女子大学」を念頭に置いた大学計画を、申請書上にも表現するようになったのである。

表2. 大学設置認可申請書上の組織・定員の変化

	一度目 (1946.3.21)	二度目 (1947.12.30)	三度目 (1948.2.29)
根拠法	大學令	學校教育法及び 學校教育法施行規則	學校教育法第四條
名称	津田塾大學	津田大學	津田大學
組織	文學部（英文學科） 研究科	二學部五學科 文學部（國文學科・英文學 科・史學科） 理學部（數學科・化學科）	二學部五學科を置く 文學部（國文學科、英文學科、 史學科） 理學部（數學科・化學科）
入学定員 (1学年)	文學部 英文學科三〇名 研究科 定員外	文學部 一六〇名 理學部 八〇名	文學部 一六〇名 理學部 八〇名
開設期日	文學部英文學科 昭和二十一年四月一日	昭和二十三年四月一日開設 英文學科、數學科、化學科 昭和二十四年四月一日開設 國文學科、史學科	昭和二十三年四月一日開設 英文學科、數學科、化學科 昭和二十四年四月より 國文學科、史學科

(注)「津田塾大學設置認可申請」「津田大學設置認可申請」（津田塾大学津田梅子資料室蔵）「津田大學設置認可申請」（国立公文書館蔵）をもとに筆者作成。

(2) 同窓会による資金援助

第二は、同窓会による資金援助である。「大学」として認可を受けるには、大学としての基準を満たす必要がある。女子大学に限らず、多くの私立大学が抱えていた問題が、大学の運営に関わる資金の問題だ。津田塾も例外ではなく、当時は少なくとも400~500万円の不足と計算されていた（山崎 1983:37）。こうした津田塾の資金難を援助したのが津田塾同窓会である。小規模な大学の運営には、経済的困難を抱えやすい。授業料や補助金以外の資金調達方法として、寄付が果たす役割は大きく、その寄付の主体が同窓会であることは決して珍しいことではない。津田塾の場合は、女子英學塾の時代から同窓会が金銭的援助を継続して行っており、それが学校経営において重要な基盤となっていた。津田塾同窓会の特筆すべき点は、終戦後すぐに組織を立ち上げたこと、そして、同窓会が事業を運営し、その収益を寄付するという継続的支援ができる仕組みを作り上げたことにある。星野あいは、「塾が大学になるためには、財政的な基礎の確立が必要でしたが、この「英語会」の支えがなかったら一体どうなっていたことかと思ひます」と記している（星野 1990:107-108）。

大学設置認可申請書の記述を確認してみると、津田塾同窓会による支援が大学としての経営計画

にはっきりと反映され始めるのは二度目の申請からである。一度目の申請の時には、「基本金ノ果實、授業料、寄附金其ノ他ノ収入ヲ以テ維持ス」とあるのみで、同窓会への言及はない。二度目の設置認可申請書では、一度目の申請時と同様、「基本財産の果實、授業料、寄附金其の他の収入で維持す」と書かれているが、同窓会納入金による支援が予算に組み込まれるようになっている。これは経常部の25～40%を占める規模であった。三度目の設置認可申請書には、資金の不足は「本大學の同窓會が經營する津田英語會（渋谷区千駄ヶ谷一ノ五六二所在）の事業収益及び有志の寄附金を以て年々填補する予定である¹⁴」と明記された。申請書内にはこの同窓会がこれまでにどのような支援を行ってきたかを具体的に述べる項目もあり、同窓会の存在が、継続的な大学経営ができるかどうかの判断に影響したものと考えられる。同窓会による支援は、津田塾大学設置認可を実現させた重要な要因であるといえるだろう。

「本學を維持する経常部資金は概ね（一）授業料そのほか學校収入（二）基本財産及び普通財産より生ずる果實（三）雑収（四）同窓會納入金及び有志の寄附金の四項である。（中略）年々の不足は（四）によって填補する方針である。本學の同窓會は英語普及と母塾後援を目的として昨年一月から千駄ヶ谷駅附近に津田英語會を設立し、その収益を母塾に納入する計画を立てた。創設後日はまだ浅いが幸い事業は順調に行われ數千名の入會者あり、相当の成績を挙げている。従って本學への納入金も確実な見通しを付けることが出来た。」（「津田大學設置認可申請」昭和二十三年二月二十九日）

(3) 女子高等教育機関における相互連携

第三は女子の高等教育機関が相互に連帯したことである。津田塾では、特に一度目の申請の後、二度目の申請に向けてこの連携が強化された（表3）。津田塾は、1933年に三校聯合協議会を結成し、東京女子大学、日本女子大学と共に大学昇格に向けた情報交換をおこなっていた。1946年、津田塾が一度目の申請を終えて約半年後、第1回女子大学連盟結成準備会協議が開催された。主に四年制女子大学設立を目的とした会議で、CIEの関係者も参加していた。女子大学連盟会議で、大学設置認可申請のための手続きや申請時期についての確認があったことにはすでに触れたとおりである。女子大学連盟は大学昇格に向けた情報共有の場であっただけでなく、女子大学や家政学部に関する大学基準の作成過程にも影響を与えた。また、こうした連携を通して、1948年の大学設置認可を求め、女子専門学校が同時期にまとまって申請したことも、設置認可の要因となったと考えられる。

表3. 女子高等教育機関同士の連携に関する事項

日付	女子高等教育機関同士の連携	津田塾内のできごと
1933	三校聯合協議会（三校協議会）結成（津田塾・東京女子・日本女子）	
1946.3.21		「津田塾大學設置認可申請」提出（一度目）
1946.10.9	第1回女子大学連盟結成準備会協議	

1947.1.7	大学基準設定協議会に女子大学分科会設置	
1947.4	第1回女子大学連盟会議	
9.30	第4回女子大学連盟会議	CIEのルル・ホームズが設置認可申請書提出を促す
12.30		「津田大學設置認可申請」提出（二度目）
1948.2.29		「津田大學設置認可申請」提出（三度目）

(注) 日本女子大学成瀬記念館（2000）、津田塾大学100年史編纂委員会編（2003b）から筆者作成。

(4) CIE及びCIE関係者とのかかわり

第四は、CIEの存在である。既に先行研究で指摘されているが、津田塾という個別の大学との関係を見ても、女子大学設立に尽力したルル・ホームズの存在は重要である。ホームズは、前述した女子大学連盟等の会議にも参加し助言をしており、また津田塾を訪問し議論した記録もある。占領下において、文部省や文教政策に意思を反映させうる立場にあったCIE関係者とのかかわりは、津田塾大学の設置認可に多大なる影響を与えたと考えられる。

文部省は1947年に義務教育学校を、1948年に新制高等学校を、そして1949年から新制大学を発足させる予定であった。しかし、CIE、特にホームズからの強い働きかけで、1948年に新制女子大学5校を含む12の私立大学を前倒して成立させることになった。当時、文部省教育局長であった日高は、「二十三年の秋には私立の専門学校のうちには早くも二十三年度から大学に昇格する計画をしてC・I・Eに相談要請を持ち込んだらしい。C・I・Eは私を呼び出して、君は大学は二十四年度からと決まっているから二十三年度からの発足はできないと言明しているそうだが本当かとたずねた。私はそのとおりだと答えたらそれはけしからん」（日高 1954:318）と言われたという。その後日高は何度もCIEに呼び出され、私立専門学校の昇格に向けて協力するよう、強く指示を受け、1948年、一部の新制大学の慌ただしい成立へとつながった。星野（1990:106）も「ミス・ホームズは自分が日本にいるうちに、ぜひ女子大学を設立したいとの考えで、米国側の教育班、さらに文部省を押し切られた」と振り返っている。こうした経緯をみれば、ホームズをはじめとするCIE関係者のはたらきかけが大きな後押しとなったことは、津田塾大学の成立についてもいえる。

また、申請書では、二度目の申請で「基督教主義に基づく最高教育機関」を組織しようとしていることが明記された。三度目の申請では表現を変え、「基督教主義に基づき女子に人格的教育」を施すとあり、「大学の目的及び使命」の最初に記載された。津田塾はいわゆるミッション・スクールではないが、これは津田梅子がクリスチャンであったことに由来するものであろう。また、1948年に認可された五つの女子大学のうち、三つはミッション・スクール（神戸女学院、東京女子、聖心女子）である。神戸女学院にはホームズが教員として所属していた時期もあり（草野 1993:62）、関係が深かった。日本女子は、大学としてキリスト教主義を掲げているわけではないが、設立者の成瀬仁蔵はクリスチャンであった。当時のGHQやCIE、あるいはホームズらにキリスト教に関係のある学校を優遇する意図があったかどうかは、現時点では確認できない。しかし、津田塾も二度目の申請になった際、申請書内に「基督教主義」を明記するようになったことを踏まえれば、キリスト教に関係した学校であることは、設置認可にとって有利な状況を生みだした可能性がある。

5. 結論と課題

本稿では、津田塾大学を事例として取り上げ、どのような大学を構想し、どのように「新制女子大学」として成立したか、その過程と要因を検討してきた。津田塾大学は、前身の女子英學塾の時代から女子に高度な教育を授ける学校であることを掲げ、その後も「総合女子大学」を目指して徐々に学校を拡張してきた。戦後の教育制度の転換期に際し、これを契機として大学昇格へ舵をきったことは事実だが、大学内部の議論は戦前からの連続性をもつものであり、切り離せないものである。

津田塾大学の成立要因として、四点を指摘した。そのうち、女子高等教育機関における相互連携、そしてCIEおよびCIE関係者とのかかわりは、これまでに新制女子大学全体の研究、及び他大学の事例の中でも指摘されていたが、津田塾にとっても成立の追い風となったことを確認した。加えて、本稿が指摘した大学昇格への準備と財政基盤の整備は、新制大学としての要件である「大學基準」を満たすためのものであり、女子大学に限らず、どの大学であっても必須である。しかしながら、これらの条件をいかにして満たすか、その過程には個別の学校ごとに異なる背景がある。制度としては、基準を満たすかどうか重視されたことは事実であるが、学内ではさまざまな議論がされたのであり、その背景や議論に関わった人々の思いを軽視することはできない。これらの四つの要因が、津田塾に特有のものであったのか、あるいは同時期に成立した新制女子大学にも共通するものであったのか、この点については今後さらに検討を進めたい。

本稿では、女子大学の成立という事象を捉えるためには、女子大学全体を普遍化して述べることには限界があり、個別の大学の事例から検討する必要性を示した。大学成立過程や要因については、制度的な側面だけの検討では不十分であり、個別の大学内部の事情や状況の両面から論じるべきである。また、先行研究では戦前期と戦後期の断絶に着目したものが多いが、本事例で見られたように、創立者の理念や教育方針が継承されるなど、戦前期と戦後期の継続をより重視した観点からの研究が必要であろう。

注

- 1 津田英學塾同窓會『會報』54, 昭和18年2月, 1. (津田塾大学津田梅子資料室蔵)
- 2 「第廿三回理事会」『議事録(草案)』(津田塾大学津田梅子資料室蔵)
- 3 「塾は早くから国語、漢文、歴史などに重きを置いてきた。それは、外国語を学ぶものは、自国語をまず知らねばならないという考えに立つものだった」(津田塾大学 1960:252)
- 4 津田英學塾同窓會『會報』54, 昭和18年2月, 54, 3-5. (津田塾大学津田梅子資料室蔵)
- 5 「第三十五回理事会」『議事録(草案)』(津田塾大学津田梅子資料室蔵)
- 6 「一. 津田塾大學設立理由」[昭和廿一年三月 津田塾大學設置認可申請] (津田塾大学津田梅子資料室蔵)。
- 7 「三. 津田塾大學學則」[昭和廿一年三月 津田塾大學設置認可申請] (津田塾大学津田梅子資料室蔵)。
- 8 「一. 津田塾大學設立理由」[昭和廿一年三月 津田塾大學設置認可申請] (津田塾大学津田梅子資料室蔵)。

資料室蔵)。申請書内では、今回の申請を「第一次計画」とし、他学科の設置は近い将来の「第二次計画ニ譲ラントスルモノナリ」としている。

- 9 「生れる“女の大學” 日本女子大、津田塾昇格申請 専門的に片よらず 六年制でみっちり教育」『毎日新聞』1946.1.13、東京朝刊、2.
- 10 「邪魔する制度と機構 女子大は續々昇格準備」『朝日新聞』1946.1.23 朝刊、2.
- 11 「津田大學設置認可申請」『津田大学設置認可について』『津田塾大学・東京・第12冊・昭和23年～昭和38年』文部省学校教育局・大学学術局、(国立公文書館蔵、<昭60文部00285100>)
- 12 「大学設置委員会第四審査会報告書」『津田大学設置認可について』(国立公文書館蔵)
- 13 「一. 津田塾大學設立理由」[昭和廿一年三月 津田塾大學設置認可申請] (津田塾大学津田梅子資料室蔵)。
- 14 「津田大學設置認可申請」『津田大学設置認可について』(国立公文書館蔵)

参考文献

- 天野郁夫 2019『新制大学の時代 日本的高等教育像の模索』名古屋大学出版会。
- 安東由則 2007「戦後における女子大学の創設と変化についての概観」『「女子大学の存立意義に関する調査研究」報告書：2004～2006年度武庫川女子大学教育研究所』武庫川女子大学教育研究所「女子大学の存立意義に関する調査研究」プロジェクト編、219-237。
- 「大学設置委員会第四審査会報告書」「津田大學設置認可申請」「津田大學名稱変更に関する件」『津田大学設置認可について』『津田塾大学・東京・第12冊・昭和23年～昭和38年』文部省学校教育局・大学学術局、(国立公文書館蔵、<昭60文部00285100>)
- 橋本紀子 1992『男女共学制の史的研究』大月書店。
- 林太郎 1970「新制女子大学と家政学部の創設事情」『日本家政学雑誌』10、19-35。
- 日高第四郎 1954『教育改革への道』洋々社。
- 星野あい 1990『小伝 (伝記・星野あい)』大空社。
- 石井留奈 2000「戦後日本の女子高等教育改革における女性リーダーの役割—星野あいを中心として—」『国際学レビュー』12、67-83。
- 「邪魔する制度と機構 女子大は續々昇格準備」『朝日新聞』1946.1.23 朝刊。
- 海後宗臣、寺崎昌男 1969『戦後日本の教育改革9 大学教育』東京大学出版会。
- 草野篤子 1993「戦後の教育改革とルル・ホームズ」『家庭科教育』67、13、59-64。
- 真橋美智子 2012「新制女子大学誕生までの経緯と初期の女子大学—日本女子大学の例を中心に—」『日本女子大学紀要 人間社会学部』23、13-28。
- 文部省編 1972『学制百年史』帝国地方行政学会。
- 日本女子大学成瀬記念館 2000『新制日本女子大学成立関係資料—GHQ/SCAP文書を中心に—』日本女子大学成瀬記念館。
- 関野豊三 1973「戦後日本の女子大学の成立—ホームズ女史の助言指導を中心として—」『芦屋大学創

- 立十周年記念論文集』53-76.
- 土持ゲーリー法一 1996『新制大学の誕生』玉川大学出版部.
- 津田英學塾同窓會『會報』49, 昭和15年7月(津田塾大学津田梅子資料室蔵)
- 津田英學塾同窓會『會報』54, 昭和18年2月(津田塾大学津田梅子資料室蔵)
- 津田塾大学「昭和廿一年三月 津田塾大學設置認可申請」「昭和廿二年十二月 津田大學設置認可申請」
「昭和二十三年二月廿九日 津田大學設置認可申請」(津田塾大学津田梅子資料室蔵)
- 津田塾大学 1960『津田塾六十年史』津田塾大学.
- 津田塾大学100年史編纂委員會 編 2003a『津田塾大学一〇〇年史』津田塾大学.
- 津田塾大学100年史編纂委員會 編 2003b『津田塾大学一〇〇年史 資料編』津田塾大学.
- 「生れる“女の大學” 日本女子大、津田塾昇格申請 専門的に片よらず 六年制でみっちり教育」
『毎日新聞』1946.1.13 東京朝刊.
- 山崎孝子監修. 津田塾理科会 1983「津田塾専門学校理科沿革史(Ⅱ), (Ⅲ)」『津田塾大学紀要』
15, 1-56.
- 吉川利一『議事録(草案)』(津田塾大学津田梅子資料室蔵)
- 湯川次義 2003『近代日本の女性と大学教育 教育機会開放をめぐる歴史』不二出版.
- 湯川次義 2006「戦後教育改革期における女性の大学教育制度の確立に関する一研究—1946年3月
から1947年3月まで—」『早稲田大学評論』20(1), 13-35.
- 湯川次義 2014「戦後の旧学制下における女子大学設立構想に関する一考察 —教育理念と学部構成
を中心に—」『学術研究』62, 35-51.
- 湯川次義 2015「大学基準設定過程における女子大学分科会と家政学部基準委員会 —女子大学設立
の一前提として—」『日本教育史論集』2, 39-56.
- 湯川次義 2016「新制女子大学の設立過程に関する一考察 —神戸女学院大学の事例を中心に—」『学
術研究』64, 39-55.
- 湯川次義 2022『戦後教育改革と女性の大学教育の成立 共学・別学の並立と特性教育の行方』早
稲田大学出版会.

The Formation of Women's Universities in Japan: A Case Study of Tsuda College

Ichiko YAMAZAKI

Abstract

Focusing on the case of Tsuda College in the postwar period, this study examines the establishment process of women's universities in Japan. Although women's higher education (HE) had been limited before World War II, the introduction of the new university system in 1948 enabled the creation of women's universities. To explore how Tsuda College attained university status, this study analyzes historical documents, including applications for university establishment approval and notes from board meetings. The findings highlight four key factors: (1) the institution's prewar preparations for university status, (2) financial support from alumni associations, (3) collaboration among women's HE institutions, and (4) influence from the Civil Information and Education Section. This research highlights the historical continuity of women's universities in Japan and the specific conditions that enabled their transition to university status.